



人権課からのお知らせ

吉野川市第2次人権施策推進計画の 中間評価にかかるアンケート調査を実施

吉野川市第2次人権施策推進計画は、その期間を2022(令和4)年度から2031(令和13)年度までの10年間としており、中間年にあたる今年度に中間評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。

世界や国・県の動向とともに、人権に関するアンケートの結果を基にして、本市のこれまでの進捗状況の確認や取り組みの点検・評価を実施し、人権施策取り組みの方向性や内容の修正などを行い、「吉野川市第2次人権施策推進計画(中間見直し)」を作成します。

つきましては、計画の見直しに向けての基礎資料とするため、本市に住民票のある18歳以上の市民、本市に所在する事業所および市内の中学校在校生を対象に、5月にアンケート調査を実施します。市民を対象とした調査は、対象者を無作為に抽出し、調査票を郵送します。手元に届いたアンケート票について、疑問点などあれば、人権課まで問い合わせください。

2026年度吉野川市人権教育・啓発推進協議会講演会のご案内

「ほんとうの勇氣とは、やさしさとは」
講師 社会教育主事 弘瀬 喜代さん
とき 4月27日(月) 午後2時から
(※講演前に別の会で使用しています。そのため、入場は講演の直前となります。お待ちいただくスペースが限られていますので、時間帯を調整しお越しください)
会場 市役所本館3階大会議室
費用 無料
申し込み 不要



問い合わせ
人権課
吉野川市人権教育・啓発推進協議会
☎ 22-2229 FAX 22-2247
Eメール
jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

吉野川市特定計量器定期検査日程表

取引・証明に使用している特定計量器(はかり)について、計量法(平成4年法律第51号)第19条の規定により、定期検査を受けることとなっています。市内で特定計量器(はかり)を持っている方は下記の日程表のとおり定期検査を実施しますので必ず受けてください。

検査日(予定)	受付時間	検査場所
5月12日(火)	11:00~15:00	吉野川市ふるさとセンター
5月13日(水)	11:00~15:00	山川地域総合センター
5月14日(木)	11:00~15:00	吉野川市川島体育館
5月15日(金)	11:00~15:00	吉野川市役所

- 定期検査には手数料が必要となります。(詳しくは、徳島県工業技術センターにお問い合わせください)
- 定期検査に代わる計量士による検査を受けている特定計量器は、定期検査を免除されます。
- 期日内にやむを得ない理由で受検できない場合は、商工観光課または徳島県立工業技術センターに連絡してください。
- 検査を受けないと取引・証明に使用できません。

問い合わせ
徳島県立工業技術センター
☎ 088-669-6369
商工観光課
☎ 22-2226 FAX 22-2237

令和8年度吉野川市 パブリックコメントの募集予定

本市では、市民生活に広く影響を与える基本計画や基本方針などをつくる場合に、広く市民の皆さんにその素案を提示し、寄せられた意見を計画案などに反映させる「パブリックコメント」制度を採用しています。
令和8年度は、以下の案件について意見を募集する予定です。

案件名	募集予定期間
一般廃棄物処理基本計画 改定	令和8年10月~11月
吉野川市食育推進計画(第4次)	令和9年1月~2月
「第10期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」素案	令和9年3月頃
「第4次障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」素案	令和9年3月頃

問い合わせ
申し込み
〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115-1
市長公室
☎ 22-2203 FAX 22-2244

離婚後の子どもの養育に関する ルールが改正されます

父母の離婚後などの子どもの養育に関する民法等改正法が令和8年4月1日に施行されます。この法律は、子どもの養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権(単独親権・共同親権)、監護、養育費、親子交流などに関する規定を見直すものです。詳しくは、法務省のホームページやパンフレットをご覧ください。



問い合わせ
市民生活課
☎ 22-2210 FAX 22-2245

生涯学習講座の講座生募集

本市に住民登録のある方は、どなたでも受講できます。多くの方の参加をお待ちしています。

★講座内容(受講料無料)

- 鴨島教室(鴨島公民館) **定員 200人**
古文書から読み解く阿波の歴史
- 5月16日(土) 午後2時~4時
想像の歴史/歴史の創造
—阿波忌部をめぐる言説を考える—
長谷川 賢二
(徳島県立博物館主席(学芸員)・元館長)
 - 6月20日(土) 午後2時~4時
麻植郡の関東御領とその変遷
福家 清司(元徳島県教育委員会教育長・元(公財)徳島県埋蔵文化財センター理事長)
 - 10月17日(土) 午後2時~4時
阿波藩における年貢徴収の仕組みと検地帳
—「春請制」を中心に—
宇山 孝人(吉野川市文化財保護審議会会長)
 - 令和9年1月16日(土) 午後2時~4時
阿波の戦国時代
—細川・三好・長宗我部・蜂須賀—
森脇 崇文(徳島市立徳島城博物館学芸員)

問い合わせ
申し込み
生涯学習課
☎ 22-2271 FAX 22-2270

長寿いきがい課からのお知らせ

88歳を迎えられる方の長寿祝金の 支給要件が変わります

88歳を迎えられる方の長寿祝金の支給要件が4月から変わります。

これまで9月1日の基準日までに88歳を迎えられた方に対して支給していましたが、令和8年度からは88歳の誕生日が基準日になります。

<88歳長寿祝金 支給要件>

生年月日	昭和12年9月2日~ 昭和13年3月31日生	昭和13年4月1日生~
基準日	令和8年4月1日時点で 本市に住民登録がある方	誕生日時点で本市に住民 登録がある方
申請方法	4月上旬に申請書を送付 しますので、必要事項を 記入の上、長寿いきがい 課へ提出してください	誕生日以降に申請書を送 付しますので長寿いきがい 課へ提出してください
長寿祝金	10,000円	
支給方法	申請後、翌月以降に指定の口座へ振り込みます	

高齢者の補聴器の購入に対する助成制度

本市では、令和8年4月より高齢者補聴器購入助成事業を開始しました。

対象者 以下の要件すべてに該当する方

- 市内在住の65歳以上の方
- 聴覚による障害者手帳をお持ちでない方
- 両耳の平均聴力が40デシベル以上70デシベル未満の中等度難聴者であって、医師から補聴器の使用の必要性を認められた方
- 市税など(各保険料、使用料を含む)に滞納がない方

助成金額 上限:3万円

申請に必要な書類 助成金交付申請書
(医師の証明のあるもの)

提出先 長寿いきがい課(本館2階)
詳細は、長寿いきがい課 地域支援係にお問い合わせください。

※本市からの助成決定前に購入した場合は、助成対象とならないため注意してください。

問い合わせ
長寿いきがい課
☎ 22-2264 FAX 22-2260

